

一般廃棄物処理基本計画

令和6年度

長野県 野沢温泉村

目 次

第 1	基本的な考え方	3
1	計画の位置づけ	3
2	計画の趣旨	3
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
第 2	排出の状況	4
1	ごみ処理量の動向	4
2	し尿・生活排水の状況	4
3	ごみ処理の主体	5
4	し尿・生活排水処理の主体	5
第 3	処理施設の整備状況	5
1	ごみ処理施設	5
2	し尿処理施設	6
3	家庭排水処理施設	8
第 4	処理計画	8
1	ごみ処理	8
2	し尿・汚泥処理	10
3	生活排水処理	11
第 5	関係者の責務	11
1	村	11
2	住民	12
3	事業者	12
(資 料)		
	一般廃棄物（ごみ）処理計画表	13
	一般廃棄物（し尿）処理計画表	14

第 1 基本的な考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、生活環境の向上と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本計画として位置付ける。

2 計画の趣旨

本計画は、法の定めにに基づき、一般廃棄物の発生量及び処理量を予測し、排出抑制の方策を示したうえで、分別収集する廃棄物の種類及び区分を明確にし、適正処理を確保するために必要な体制を構築することとする。また、第 6 次野沢温泉村長期振興総合計画の理念「ゆうゆう快適安全なむらづくり」を進めるうえで、廃棄物の減量化・資源化・リサイクルに向けた効率的な体制を構築し、村民、事業者、行政それぞれが共通の認識に立ち、独自に又は相互に協力・連携して取組むべき役割を明らかにし持続可能な循環型社会の形成を目指す。

3 計画の期間

循環型社会形成を実現するためには、社会・経済構造を改革する必要があり、その成果を検証するための期間も必要とされる。

本村においては、前計画期間内における一般廃棄物の排出量は令和 2 年から 4 年まで続いた新型コロナウイルス感染症による行動制限等から下降傾向にあり、処理体制は機能している。

一般廃棄物の排出量は定住人口に加え、交流人口が大きく影響する。新型コロナウイルス感染症による行動制限解除後のインバウンド人口の大幅な増加なども加味して検討する必要がある。

以上のことから、計画の基本的な姿勢は前計画を踏襲するものとして、計画期間は令和 6 年度を初年度とし、令和 10 年度を目標年次とした 5 年間とする。

ただし、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行うこととする。

4 計画の対象

本計画の対象とする廃棄物は、法で定める産業廃棄物を除いた一般廃棄物のこととする。

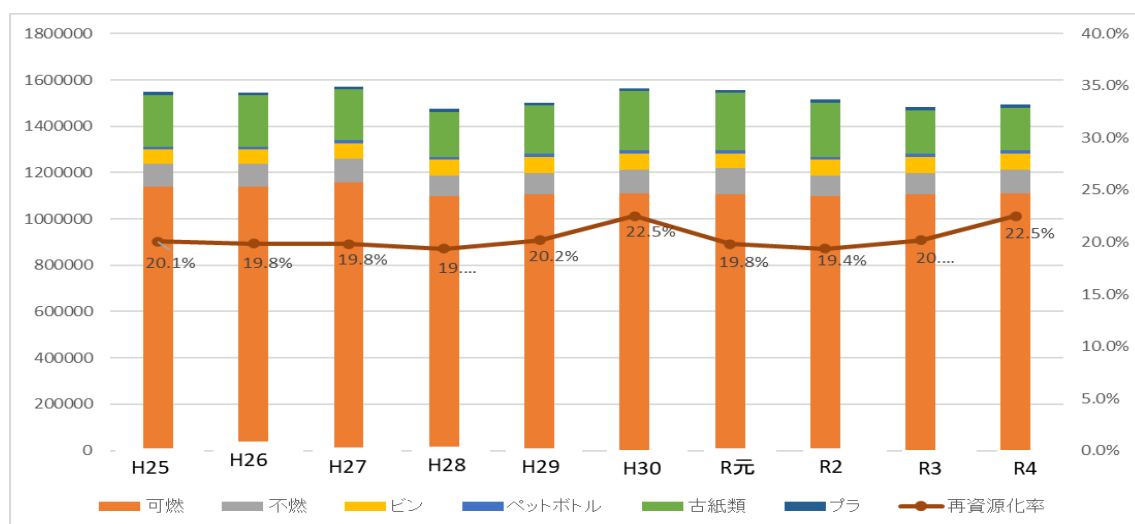
第2 排出の現状

1 ごみ処理量の動向

前期計画期間内における一般廃棄物の処理量の推移を以下に示す。

ここ10年間は1,500トン前後で上下している。定住人口は減少が続いているが、交流人口は増加傾向がみられる。このため滞在人口は減少せず、ごみの減量が進まないと推測される。

年度	可燃	不燃	ビン	ペットボトル	古紙類	プラ	総合計	再資源化率	1人/日あたり 排出量(g)	人口(人)
H25	1,139,380	97,390	63,220	11,910	223,590	11,697	1,547,187	20.1%	872.4	3,884
H26	1,138,120	100,270	61,390	11,700	222,590	11,001	1,545,071	19.8%	894.0	3,795
H27	1,157,080	103,780	66,430	12,610	219,750	12,496	1,572,146	19.8%	928.6	3,720
H28	1,098,510	89,960	66,330	12,110	194,500	12,798	1,474,208	19.4%	881.9	3,692
H29	1,104,890	94,350	68,530	12,510	209,300	12,661	1,502,241	20.2%	895.5	3,669
H30	1,108,680	103,630	69,560	12,960	256,660	12,843	1,564,333	22.5%	914.7	3,631
R元	1,107,130	111,590	64,130	12,590	249,505	12,440	1,572,146	19.8%	928.6	3,653
R2	1,098,510	89,960	66,330	12,110	234,710	13,910	1,474,208	19.4%	881.9	3,590
R3	1,104,890	94,350	68,530	12,510	188,470	12,950	1,502,241	20.2%	895.5	3,473
R4	1,108,680	103,630	69,560	12,960	185,670	12,460	1,564,333	22.5%	914.7	3,411

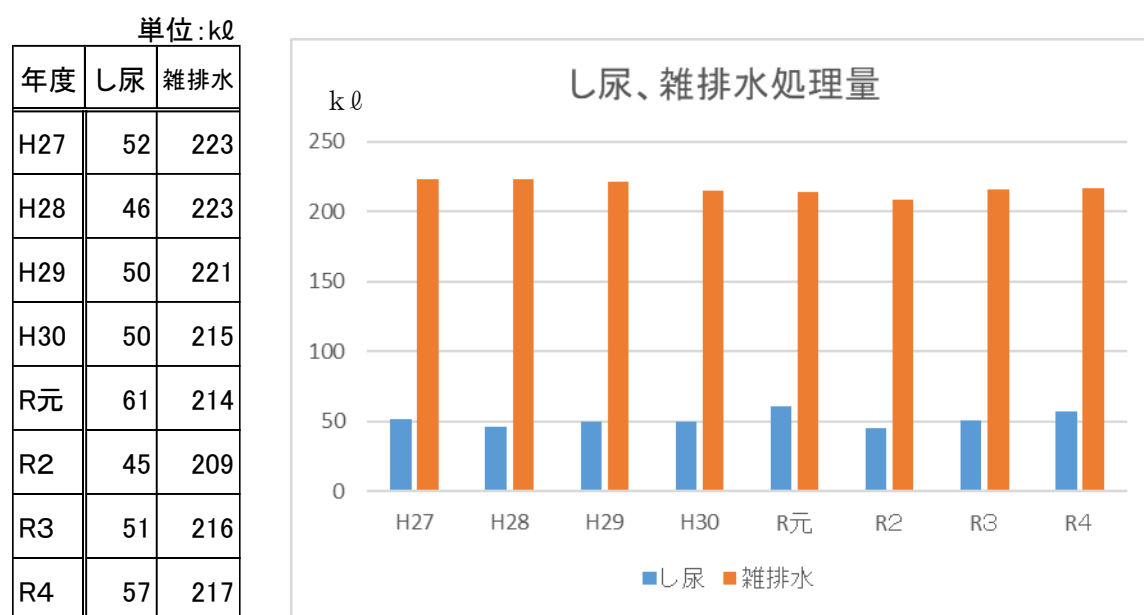


2 し尿・生活排水の状況

前期計画期間内におけるし尿・生活排水量の推移を以下に示す。

し尿については、公共下水道及び農業集落排水施設での下水道整備が完了し、普及率は100%、水洗化率は令和4年度時点98.3%となっている。今後、し尿の収集、運搬、処理量は減少していくものと考えられる。

家庭用雑排水の収集処理等は従前どおり各地区の終末処理場で処理を行っている。



3 ごみ処理の主体

家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の収集及び運搬は、ステーション方式で受託業者が行っている。収集したごみの中間処理は岳北広域行政組合のエコパーク寒川にて飯山市及び木島平村と共同で行っており、処理後の焼却灰については岳北最終処分場にて埋め立て処分を行っている。

4 し尿・生活排水処理の主体

し尿・生活排水の収集は許可業者が各家庭からの申込みにより行う。収集後の処理は岳北広域行政組合のグリーンパークみゆき野にて飯山市及び木島平村と共同で行っている。

第3 処理施設の整備状況

1 ゴミ処理施設

中間処理施設の概要

施設名	エコパーク寒川
-----	---------

設 置 者	岳北広域行政組合
所 在 地	飯山市大字照岡 2600-1
供用開始	平成 21 年 4 月
処理能力	焼却処理施設 1 7 . 5 t / 2 4 時間 2 炉 不燃物処理資源化施設 5 . 0 t / 5 時間

最終処分場の概要

施 設 名	岳北最終処分場
設 置 者	岳北広域行政組合
所 在 地	野沢温泉村大字虫生 2584-1 番地
供用開始	平成 21 年 4 月
面 積	32,062 m ²
埋立容積	2 2 , 0 0 0 m ³
埋立期間	15 年間

ストックヤード施設の概要

施 設 名	エコパーク寒川・ストックヤード
設 置 者	岳北広域行政組合
所 在 地	飯山市大字照岡 2600-1
処理能力	ガラス類保管能力 105 m ³ (35 m ³ × 3 室) ペットボトル圧縮能力 1 t / 5 時間 ペットボトル保管能力 70 m ³ アルミ製容器保管能力 14.4 m ³ 鋼製容器保管能力 14.4 m ³

2 し尿処理施設

中間処理節の概要（し尿、家庭雑排水、温泉排水処理）

施 設 名	野沢温泉村終末処理場（公共下水道処理施設）
所 在 地	野沢温泉村大字豊郷字西ノ越
処理人口	1 8 , 0 0 0 人
処理能力	9 , 7 0 0 t / 日

中間処理施設の概要

施 設 名	グリーンパークみゆき野（汚泥再生処理施設）
所 在 地	飯山市大字飯山 3 7 1 8 番地
処理能力	3 5 k ℓ / 日（し尿 3 0 k ℓ、浄化槽汚泥 5 k ℓ）

農業集落排水事業による下水道整備地区

平林排水区（重地原、坪山、平林、矢垂）

完成年度	平成 6 年 4 月 1 日
施 設 名	平林処理場
所 在 地	野沢温泉村大字広見 2 4 番 2
処理人口	7 2 0 人
処理能力	2 3 8 m ³ t / 日

虫生排水区

完成年度	平成 7 年 4 月 1 日
施 設 名	虫生処理場
所 在 地	野沢温泉村大字虫生字十二沢、下林 2 0 4 4
処理人口	4 9 0 人
処理能力	1 5 8 m ³ t / 日

七ヶ巻排水区

完成年度	平成 8 年 4 月 1 日
施 設 名	七ヶ巻処理場
所 在 地	野沢温泉村大字七ヶ巻舞台 1 6 8 番地
処理人口	2 5 0 人
処理能力	8 3 m ³ t / 日

明石排水区

完成年度	平成 8 年 4 月 1 日
施 設 名	明石簡易処理場
所 在 地	野沢温泉村大字東大滝字西ノ久保 7 1 6 番地
処理人口	9 0 人
処理能力	2 4 m ³ t / 日

東大滝排水区

完成年度	平成 9 年 4 月 1 日
施 設 名	東大滝処理場
所 在 地	野沢温泉村大字東大滝字川原 2 6 2 番地 1 1
処理人口	1 8 0 人
処理能力	5 9 m ³ t / 日

3 家庭排水処理施設

各地区の週末処理場で処理

第4 処理計画

1 ごみ処理

(1) ごみの分別

ア 一般廃棄物は下記のとおり 10 種類に分別する。種類や搬出方法は、適宜周知する。

- ① もえるごみ
- ② もえないごみ
- ③ 危険物
- ④ プラスチック容器包装
- ⑤ 古紙類
- ⑥ ガラスびん
- ⑦ ペットボトル
- ⑧ 有害ごみ
- ⑨ 粗大ごみ
- ⑩ 自治体では引取り不可な物

(2) 排出抑制、再利用、資源化計画

ア ごみの排出抑制、再利用、資源化に関する目標

ごみの自家処理、再生利用を積極的に推進し、排出量の減量化と有効利用に努める。また、資源物の回収を推進する。

イ 発生、排出抑制の方法

国全体の課題として、企業、メーカー、業者対策等、国政レベルでの対応が不可欠。一般的には物の大切さを再認識し、過剰包装等に対応した購買行動やフリーマーケットの活用、再資源物回収事業への積極的参加への啓蒙と普及を図る。

生ごみについては、水切りの徹底と生ゴミ処理機（補助金制度あり）や簡易堆肥化容器による堆肥の農地還元を図るなど、自家処理を推進する。

ウ 再資源化の方法

不燃ごみの中で、鉄とアルミについては、エコパーク寒川の不燃物処理資源化設備により回収する。ガラスびんについては茶色、無

色、その他色の三色のびんについて、それぞれ色別回収となる。一升瓶やビールびん等のリターナルびんについては、販売業者等への引き取りを徹底する。

ペットボトルはペットボトルマーク、容器包装プラスチックはプラマークが確認できるものを基本とし、白トレイと発泡スチロールも容器包装プラスチックとして回収する。

古紙は、紙パック、段ボール、新聞紙、雑紙、雑誌に分けてあるものを回収する。

（３）収集、運搬計画

ア 収集運搬に関する目標

収集は原則として夏期４カ所、冬期３カ所のステーションで行う。年間計画により種類別に収集する。

エコパーク寒川搬入以外の処理困難物と粗大ごみについては、野沢温泉村衛生自治連合会主催による、年２回の回収事業で収集する。

イ 収集区域

村内全体

ウ 収集運搬の方法

村内委託業者により収集する。

（４）中間処理計画

ア 中間処理に関する目標

ごみの中間処理はエコパーク寒川で行っている。

２次公害の発生を防止するとともに、安全面においても適正な処理を行う。

最終処分場における埋め立て物の減量化、安定化、安全性の確保とともに資源の再利用に努め最終処分場の延命化を図る。

イ 中間処理の方法

生ごみ等可燃ごみは焼却処理する。

古紙類はできるだけ資源化に努める。

不燃物は不燃物処理資源化設備で処理する。ただし、リサイクル対象物の食品の入っていたガラスびんの中で茶色、無色、その他については、エコパーク寒川施設内のストックヤードに搬入する。ペ

ットボトルについても同様に搬入する。

また、容器包装プラスチック製品については、岳北広域行政組合が落札した民間業者（令和元年度はウェステック環境ソリューションセンター株式会社）が行う。

（５）最終処分場

ア 最終処分場の管理・運営はエコパーク寒川（岳北広域行政組合）で行っている。最終処分場では焼却灰のみ埋立処分している。

処分に当たっては埋め立て対象物の減量化、安定化、安全性を重視し地下水汚染等の二次災害が発生しないよう衛生的でかつ安全適正に処分する。

（６）不法投棄・不適正処理対策

ア 不法投棄対策

職員が定期的にパトロールを行う他、県から委嘱されている「長野県不法投棄監視連絡員」と連帯し、不法投棄の防止、早期発見に努める。

イ 不適正処理対策

ごみの野焼きは、農業活動等特別なもの以外は禁止されていることから、村民からの情報提供に迅速に対応するとともに、野焼き・所有地へのごみの放置等不適正処理防止について啓発を行う。

（７）その他ごみ処理に関し必要な施策

ア 住民に対する広報、啓発運動

年度当初に「ごみ収集計画表」を全戸配布し、収集日（曜日）や出し方等の注意を周知徹底する。

ごみの分別、出し方、水切り等の周知については村の衛生自治連合会及び地区自治会との連絡、協議を図りながら推進する。また、広報紙、防災無線、CATV及び回覧板などにより広報活動を行う。

２ し尿・汚泥処理

（１）処理計画

し尿の収集は、下水道未加入者から許可業者への申し込みによって行われている。収集後の処理は広域処理施設である岳北広域行政組合が管

理運営するグリーンパークみゆき野で行われている。

（２）収集、運搬計画

ア 収集運搬計画に関する目標

下水道未加入家庭からの収集依頼により、許可業者が衛生的、効果的に収集する。

今後は未加入者の加入促進を推進する。

イ 収集区域

村内全域

ウ 収集、運搬の方法

委託業者により随時収集運搬を行う。

（３）中間処理計画

ア 中間処理に関する目標

し尿の中間処理は、グリーンパークみゆき野で行っている。

二次公害を防止し、安全で適正な処理を行う。

（４）最終処理計画

汚泥の最終処分については、浄化後の水分は河川放流、汚泥は乾燥焼却後、最終処分場に搬入している。

3 生活排水処理

（１）生活排水の処理計画

下水道普及率は１００％であることから、全戸加入の促進を図っていく。

家庭雑排水簡易浄化槽汚泥の収集、運搬は、各家庭からの申し込みにより村許可業者が年２回行う。

中間処理、最終処理については前段の「２ し尿・汚泥処理（３）中間処理計画、（４）最終処理計画」と同様。

第５ 関係者の責務

1 村

（１） 一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の策定と、

廃棄物の適正処理の推進。

- (2) 基本計画に基づく具体的な年間計画の策定と、住民、事業者等の参加による事業の推進。
- (3) ごみ減量化のため、資源の再利用、分別収集、水切りの徹底等を図る。特に容器包装リサイクル法に基づく分別収集等を含め、住民等への啓発及び協力を図る。
- (4) 生活排水処理の適正処理を進めるため、家庭雑排水簡易浄化槽の設置促進及び汚泥の適正処理の推進。
- (5) 廃棄物対策を円滑に推進するための懇談会、研修会等の開催。
- (6) 環境美化を推進するため各種団体が実施する事業への参加。
- (7) 河川等の浄化のための啓発。

2 住民

- (1) 村が策定する基本計画の遂行に対する協力。
- (2) 村が定める具体的な年間計画への参加及び協力。
- (3) 家庭雑排水の適正処理を進めるための家庭雑排水簡易浄化槽の設置及び適正な維持管理。
- (4) 村が実施する研修会、講習会等への参加。
- (5) 村が実施する環境美化事業への参加。

3 事業者

- (1) 事業活動に伴い生じる廃棄物について、法により、自ら適正処理の実施及び再資源化等による減量化を推進する。
- (2) 製造、加工、販売等の事業活動に伴う製品や容器・包装等の減量化の検討及び、廃棄物となることが予想されるものに対する処理方法についての検討。
- (3) 小売事業者は、簡易包装やマイバックの使用を顧客に呼び掛け、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品、詰め替えの可能な商品の販売を行うとともに、必要な情報の提供等に努める。
- (4) 村の基本計画に対する協力と参加。